

注 意

- 1 氏名を変更したときは、標題中「住所」の文字を抹消すること。この場合には、2 欄には記載しないこと。
- 2 住所を変更したときは、標題中「氏名」の文字を抹消すること。この場合には、1 欄には記載しないこと。
- 3 5 欄の下の(高年齢・特例)受給資格者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。
- 4 この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類(例えば住民票)を添えること。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。